

平成19年度第2回理事会 新春賀詞交換会

本会は1月18日、千葉市内のホテルにおいて理事会を開催した。

はじめに坂戸誠一会長より「アメリカの景気減速に伴い舵取りの難しい経営環境が続いているが、中小企業のニーズにあった支援を行っていききたい」との挨拶があった。その後議事に入り、①平成19年度事業進捗状況並びに収支状況、②第61回中小企業団体全国大会(千葉大会)の開催、③その他の議案を審議し可決決定した。

その後県や商工中金の来賓をお招きして賀詞交換会が開催された。

平成20年度中小企業関係 税制改正のポイント

自由民主党公明党は、この程「平成20年度税制改正大綱」を取りまとめた。

今般の税制改正において、長年の課題であった事業承継税制の本拡充が実現。これにより、事業承継の最大の支障の一つである中小企業経営者の相続税負担の問題が一掃され、事業の継続・発展を通じて地域経済の活性化を強力に後

押し。併せて、中小企業の生産性向上・成長の底上げを促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例の延長や中小企業技術基盤強化税制の拡充等が実現。

内容は次のとおり。

中小企業事業承継税制の抜本拡充

(1) 中小企業事業承継税制の抜本拡充
事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大する。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(平成20年10月予定)以降の相続に遡って適用する。

(2) 非上場株式における営業権の評価の改正

中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価に資するため、非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について見直す。(当該利率は2%から5%に引き上げる予定)

中小企業の生産性向上・成長の底上げ

(1) 中小企業投資促進税制の延長

情報基盤強化税制の延長 拡充(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税)

中小企業を始めとした戦略的な

IT投資の加速等を図り、日本経済の生産性向上・成長の底上げを牽引することが不可欠である。そのため中小企業向けの情報セキュリティ強化ソフトウェアや高度なIT利活用を実現するための連携ソフトウェアの追加等を行った上で

情報基盤強化税制を延長するとともに、中小企業投資促進税制を2年間延長する。

(2) 少額減価償却資産の特例の延長(法人税、所得税)

小規模企業を中心にパソコン等の生産性向上に寄与する投資の促進に効果を有し、中小企業の事務負担の軽減に資する少額減価償却資産特例(30万円未満の小額資産の即時全額損金参入)の適用期限を2年間延長する。

(3) 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充(法人税・所得税・法人住民税)

イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、頑張る企業(①研究開発費を増加させる企業や②研究開発比率の高い企業)

に対する投資インセンティブを強化する。(試験研究費に対する税額控除上限を20%から30%に引き上げる。)

(4) 人材投資促進税制の拡充(法人税、所得税、法人住民税)

中小企業の生産性向上・成長・底上げのためには、人材投資の加速が不可欠である。

厳しい経営状況のため、人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡素な制度(総額型)に拡充する。

(5) 創業5年以内の中小企業に対する欠損金の繰戻還付措置の延長(法人税)

事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業について、欠損金の繰戻還付措置の適用期限を2年間延長する。

(6) 交際費の損金算入の特例の延長(法人税)

中小企業の事業活動を円滑化するため、交際費について、中小企業に限って認められている損金算入の特例措置の適用期限を2年間延長する。

(7) 企業再生税制の特例措置を受け、私的整理の要件の緩和(法人税)

事業再生の小規模化にも対応し、未だ十分に進んでいない地域の中小企業の再生をより一層促進するため、信用保証協会が求償権放棄をした場合においても、企業再生税制の特例措置を認める。

(8) 農商工連携等を促進する税制措置の創設(法人税、所得税)

地域経済の活性化に向け、「中小農商工連携促進法(仮称)」に基づき、農林水産業と中小企業とが連携して行う、ヒト・モノ・技術などの経営資源を活用した、「農商工等連携事業活動(仮称)」を促進するため、当該連携事業活動の立ち上げ・拡大に向け必要となる設備投資を支援する税制措置を創設する。(7%の税額控除又は30%の特例償却)

(9) 減価償却制度・法定耐用年数区分及び短縮特例制度の見直し(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、固定資産税)

減価償却制度について、国際競争力強化の視点を踏まえつつ、①法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数見直し、②短縮特例制度の手続き簡素化を行う。